

7-1 解散および清算の事由

1【解 散】

1. 解散の事由(会法471)

株式会社は、以下の事由によって解散する。

- ①定款で定めた存続期間の満了
- ②定款で定めた解散の事由の発生
- ③株主総会の決議
- ④合併(合併により消滅する場合に限る)
- ⑤破産手続開始の決定
- ⑥会法824①または会法833①の規定による解散を命ずる裁判

2. 休眠会社のみなし解散(会法472)

休眠会社(登記が最後にあった日から12年を経過した株式会社をいう)は、法務大臣がその本店の所在地を管轄する登記所に「事業を廃止していない旨の届出」をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その2月の期間の満了の時に、解散したものとみなす。ただし、その期間内にその休眠会社に関する登記がされたときは、この限りでない。

なお、登記所は、この公告があったときは、休眠会社に対し、その旨の通知を発しなければならない。

3. 株式会社の継続(会法473)

株式会社は、以下の事由によって解散した場合には、清算が終了するまで、株主総会の決議によって、株式会社を継続することができる。

- ①定款で定めた存続期間の満了
- ②定款で定めた解散の事由の発生
- ③株主総会の決議

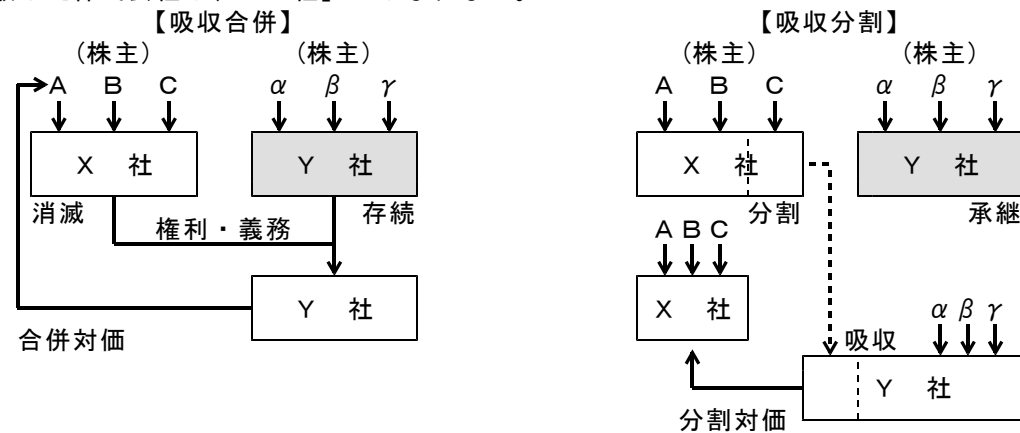
この場合には、持分会社を継続することについて同意しなかった社員は、持分会社が継続することとなった日に、退社する。

4. 解散した株式会社の合併等の制限(会法474)

株式会社が解散した場合には、その株式会社は、以下の行為をすることができない。

- ①吸収合併存続会社となること
- ②吸収分割承継会社となること

※ 解散した株式会社は、「Y社」にはなれない。



2【清 算】

1. 清算の事由(会法475)

株式会社は、以下の場合には、清算をしなければならない。

- ①解散した場合
(例 外)
・合併による場合
・破産手続開始の決定による解散で破産手続が終了していない場合 } は、除く
- ②設立の無効の訴えにの請求を認容する判決が確定した場合
- ③株式移転の無効の訴えの請求を認容する判決が確定した場合

2. 清算株式会社の能力(会法476)

清算をする株式会社は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。

⇒ 募集株式の発行、社債の発行は可
剰余金の配当は不可

3. 清算株式会社の機関(会法477)

(1) 清算人および清算人会

清算株式会社には、1人以上の清算人を置かなければならない。なお、定款の定めによって、清算人会を置くことができるが、監査役会を置く旨の定款の定めがある場合には、清算人会を置かなければならない。

(2) 監 査 役

清算株式会社は、定款の定めによって、監査役または監査役会を置くことができる。なお、清算事由に該当することとなった時において公開会社または大会社であった清算株式会社は、監査役を置かなければならない(委員会設置会社では、監査委員が監査役となる)。

(3) 委員会、会計監査人、会計参与

これらの機関は営業が前提となるため、清算会社では設置できない。

4. 債務の弁済前における残余財産の分配の制限(会法502)

清算株式会社は、債務を弁済した後でなければ、その財産を株主に分配することができない。ただし、その存否または額について争いのある債務について、その弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

